平成２３年（フ）第１９号
山口県宇部市開６丁目23番６―504号
債務者　岡田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３１号
静岡県富士市中野476番地の６、前住所静岡県富士市松岡326番地
債務者　佐野　紀子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３０号
岡山県津山市加茂町青柳278番地
債務者　只友　壯典
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３１号
岡山県津山市加茂町青柳278番地
債務者　只友　昌子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５３号
釧路市住之江町８番2105号
債務者　武藤　正子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
釧路市柳町７番23号
債務者　吉江めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７５号
釧路市愛国東１丁目26番８号
債務者　[redacted]野木幹夫
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２６号
島根県益田市乙吉町イ389番地、亡島田一行の破産手続開始決定時の住所島根県浜田市三隅町西河内1084番地59
破産者　亡島田一行相続財産
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２９６７号
福岡市博多区東那珂１丁目３番５号
破産者　株式会社サンテクノ
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０９６号
福岡市東区箱崎ふ頭１丁目１番７号
破産者　株式会社エイチワイ
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０９７号
福岡市東区箱崎ふ頭１丁目１番７号
破産者　株式会社エイチツー（旧商号株式会社ヒラヤマ）
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４１号
福岡市東区多の津１丁目14番１号
破産者　株式会社オンデーヌ
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７４号
福岡市東区筥松２丁目19番21―201号
破産者　株式会社伴組
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５４号
福岡市中央区大名２丁目４番５号
破産者　株式会社ランドクリエーション
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５４５号
茨城県水戸市新原１丁目23番９号
破産者　三倉　時弘
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０４号
東京都葛飾区小菅１丁目35―１、住民票上の住所名古屋市緑区相原郷１丁目1902番地
破産者　栗原　　茂
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６号
山梨県甲州市塩山下於曽1078番地　ツインヒルズＡ―302
破産者　雨宮　栄一
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係